

平成23年度  
第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成23年5月20日(金)  
10:00~12:00  
場 所 岐阜県庁舎9北1会議室

○ 開会の挨拶

○ 議 事

1 議事概要書署名委員の指名について

2 平成23年度の審議事項及び計画等について

- (1) 公共事業の再評価について . . . 資料1 p. 3
- (2) 市町事業の再評価について . . . 資料2 p. 5~
- (3) 平成23年度再評価実施箇所及び事業概要について . . . 資料3 p. 13~
- (4) 公共事業の事後評価について . . . 資料4 p. 31~
- (5) 現地調査の実施について . . . 資料5 p. 33~
- (6) 平成23年度監視委員会の開催計画 . . . 資料6 p. 41

3 審議結果の取りまとめ

○ 閉会の挨拶



## 第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

- おおの えいじ  
大野 栄 治 : 名城大学教授 都市情報学部
- かとう たかし  
加藤 隆 志 : 関商工会議所 顧問
- こもり しょうご  
小森 正 悟 : 岐阜県弁護士会 弁護士
- さかもと ゆき  
坂本 由 貴 : 岐阜県コミュニティ診断士
- たかむら あきひろ  
高村 明 宏 : 会社員
- のだ まさひろ  
野田 政 博 : 岐阜県間税会連合会 副会長
- みつ いさ  
三井 栄 : 岐阜大学准教授 地域科学部
- ◎ やすだ たかし  
安田 孝 志 : 国立大学法人岐阜大学教授  
工学研究科 環境エネルギーシステム専攻
- やまうち あきひろ  
山内 章 裕 : 岐阜県森林組合連合会 代表理事副会長
- わだ きよし  
和田 清 : 独立行政法人国立高専機構岐阜工業高等専門学校教授  
環境都市工学科

### 【本日欠席の委員】

- なかに たけいこ  
中谷 敬 子 : 岐阜県商工会女性部連合会 会長
- もりや けいじ  
守屋 啓 司 : 岐阜県農業協同組合中央会専務理事

(五十音順 敬称略)

### ◎：委員長

平成22年4月28日(水)に開催された、平成22年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員の互選により選任

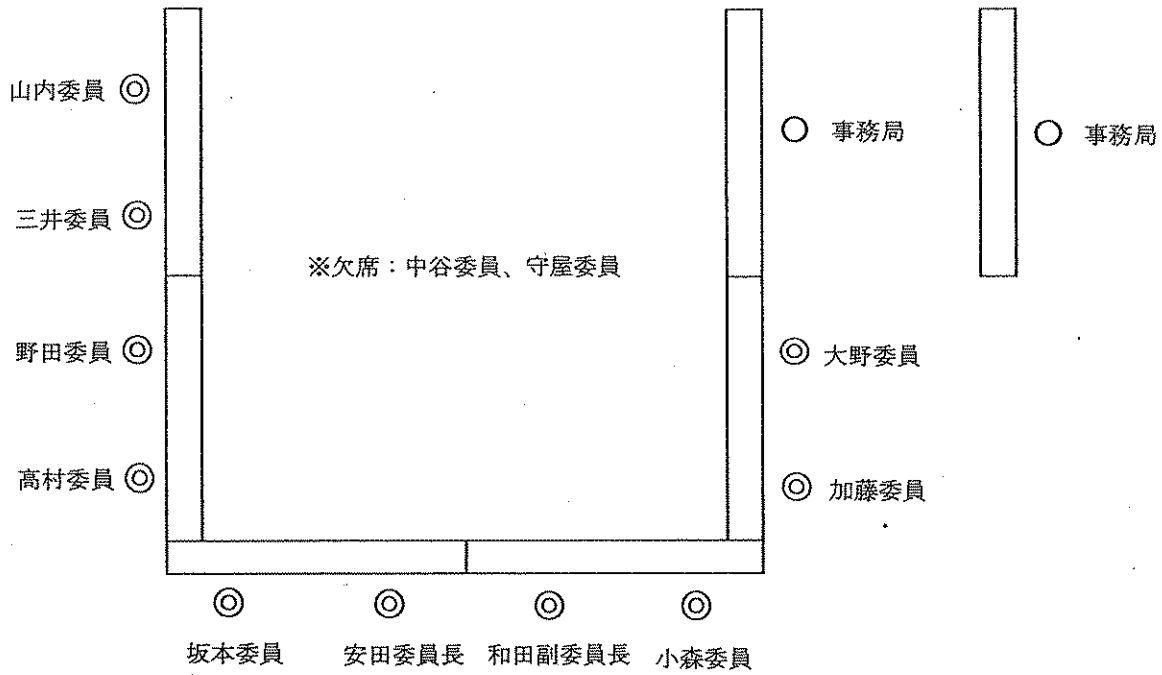
### ○：副委員長

平成22年4月28日(水)に開催された、平成22年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員長の指名より選任

# 平成23年度第1回事業評価監視委員会 席表

平成23年5月20日(金) 10:00～  
岐阜県庁舎(9階) 9北1会議室

## <配席図>



一般傍聴席



記者席



一般傍聴席



記者席



一般傍聴席



一般傍聴席



○委員の配席は、正面向かって右から時計回りで「50音順」です。

## 公共事業の再評価について

### 1 再評価の目的

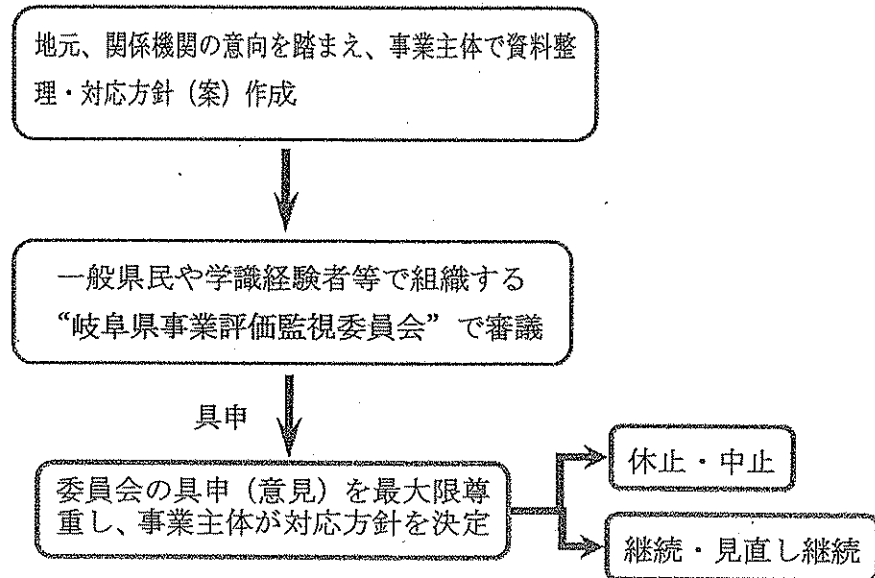
公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業着手後一定期間を経過しても継続中の事業等において、事業主体が再評価を実施し、中止・継続等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

### 2 市町村事業等の再評価【岐阜県事業評価監視委員会設置要綱 第8条】

市町村等が事業主体である事業の評価については、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、岐阜県事業評価監視委員会の審議対象事業とすることができ、岐阜県事業評価監視委員会の意見を尊重し事業主体が対応方針を決定する。

### 3 事務事業の流れ





平成23年度 市町村等再評価審議依頼事業一覧

番号	担当課名	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
						再評価	再々評価			
	森林整備課	池田町	13	30	1,200	○		公共林道事業(地域自主戦略交付金)	池田山平成	池田町
	森林整備課	郡上市	13	33	1,271	○		公共林道事業(道整備交付金)	千田野〜石徹白	郡上市
	河川課	岐阜市	H5 (H18)	H29	2,580		○	都市基盤河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	正木川	岐阜市
	下水道課	美濃市	H3	H37	6,304		○	美濃市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	長良川右岸処理区	美濃市
	下水道課	美濃市	H3	H37	13,609		○	美濃市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	長良川左岸処理区	美濃市、関市
	下水道課	恵那市	S46	H26	660		○	恵那市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	真戸排水区	恵那市

## 市町村等の長からの審議依頼書(写し)

池田町	公共林道事業(地域自主戦略交付金)	.....	p. 7
郡上市	公共林道事業(道整備交付金)	.....	p. 8
岐阜市	都市基盤河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	.....	p. 9
美濃市	公共下水道事業:長良川右岸処理区(社会資本整備総合交付金)	}	p. 10
美濃市	公共下水道事業:長良川左岸処理区(社会資本整備総合交付金)		
恵那市	公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	.....	p. 11



(別記様式1)

池 建 第 51 号  
平成23年 4月12日

岐阜県知事 様

池田町長 岡崎 和 夫



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 地域自主戦略交付金
- ・河川・路線名等 池田山平成線
- ・江区名 池田町
- ・再評価の要件 事業着手年度から10年間が経過し継続中の事業

2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

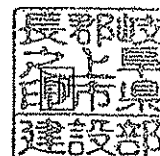
町単独で、委員を選任し事業評価監視委員会を設置するのが困難であるため。

3 県の事業担当課名

林政部森林整備課

岐阜県知事 古田 肇 様

郡上市長 日置 敏 明



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

郡上市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係書類を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 道整備交付金事業
- ・路線名 林道 干田野～石徹白線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

3 県の事業担当課名

林政部 森林整備課

(別記様式1)

岐阜市基河第 1 号  
平成23年 4月 5日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂光



#### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 都市基盤河川改修事業
- ・河川・路線名等 一級河川 正木川
- ・工区名 岐阜市正木字清水ほか1地内
- ・再評価の要件 整備計画策定後5年を経過し事業継続中のもの

##### 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため。

##### 3 県の事業担当課名

県土整備部河川課

(別記様式1)

美上第 36 号  
平成23年4月15日

岐阜県知事 古田 肇 様

美濃市長 石川 道 政



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

- 1 審議対象事業
  - ・事業名 美濃市公共下水道事業
  - ・処理区名 長良川右岸処理区  
長良川左岸処理区
  - ・再評価の要件 再評価後5年以上を経過し、事業を継続（再開）するもの  
(H21～H22は休止したが、H23から再開予定)
- 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
  - ・美濃市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。
- 3 県の事業担当課名
  - ・都市建築部 下水道課

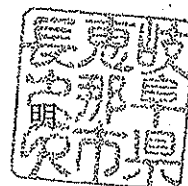


(別記様式1)

上下水第1138号  
平成23年4月12日

岐阜県知事 古田 肇 様

恵那市長 可知 義



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

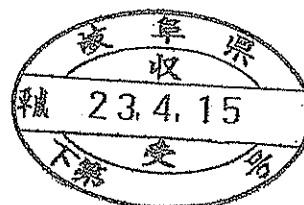
- ・事業名 恵那市公共下水道事業
- ・処理区名 奥戸排水区
- ・再評価の要件 再評価後5年を経過し、事業を継続するもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・恵那市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。

3 県の事業担当課名

- ・都市建築部 下水道課





平成23年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		市町村事業	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	交付金						再評価	再々評価			
1	農地整備課	○	○		岐阜県	H13	H24	1,773	○		経営体育成基盤整備事業(興山熱村地域整備交付金)	輪之内町	
2	農地整備課	○	○		岐阜県	H6	H44	23,662	○		県営広域営農団地農道整備事業(道整備交付金)	郡上市	
3	農地整備課	○	○		岐阜県	S63	H28	19,421	○		県営広域営農団地農道整備事業(地域自主戦略交付金)	高山市	
4	農地整備課	○	○		岐阜県	H8	H27	1,122	○		県営一般道農道整備事業(地域自主戦略交付金)	美濃加茂市	
5	森林整備課	○	○		岐阜県	8	24	11,387	○		ふるさと林道緊急整備事業	郡上市	
6	森林整備課	○	○		岐阜県	13	24	1,264	○		ふるさと林道緊急整備事業	下呂市	
7	森林整備課	○	○		岐阜県	8	27	6,992	○		公共林道事業(地域自主戦略交付金・道整備交付金)	白川町、東白川村、中津川市	
8	森林整備課	○	○		池田町	13	30	1,200	○		公共林道事業(地域自主戦略交付金)	池田町	
9	森林整備課	○	○		郡上市	13	33	1,271	○		公共林道事業(道整備交付金)	郡上市	
10	道路建設課	○	○		岐阜県	H9	H26	23,600	○		道路改築事業(公共地域連携推進事業)	下呂市	
11	道路建設課	○	○		岐阜県	H17	H30	5,500	○		道路改築事業(公共地域連携推進事業)	各務原市、(愛知県)	
12	道路建設課	○	○		岐阜県	H9	H30	18,538	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	飛騨市	
13	道路建設課	○	○		岐阜県	H19	H26	3,020	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	揖斐郡揖斐川町	
14	道路建設課	○	○		岐阜県	H3	H25	10,080	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	山県市、関市	
15	道路建設課	○	○		岐阜県	H8	H24	2,162	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	本巣市	
16	道路建設課	○	○		岐阜県	H7	H26	2,600	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	土岐市	
17	道路建設課	○	○		岐阜県	H13	H33	6,250	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	羽島市	
18	道路建設課	○	○		岐阜県	H14	H24	2,650	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	揖斐郡大野町、安八郡神戸町、	
19	道路建設課	○	○		岐阜県	H12	H25	1,306	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	揖斐郡揖斐川町	
20	道路建設課	○	○		岐阜県	H12	H26	2,420	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	関市	
21	道路建設課	○	○		岐阜県	H12	H29	6,650	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	郡上市	
22	道路建設課	○	○		岐阜県	H15	H25	1,480	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	高山市	
23	道路建設課	○	○		岐阜県	H12	H25	2,190	○		道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	飛騨市	
24	河川課	○	○		岐阜県	S54	H48	23,951	○		広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	郡上市、美濃市、関市、岐阜市	
25	河川課	○	○		岐阜県	H1	H27	2,500	○		広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	関市	
事業数計		2	19	2	2								
		25											

番号	担当課名	果 事 業			市町村 事業	事業主体	事業採 択年度	完了予 定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施 工 場 所
		補助	交付金	県単						再評価	再々評価			
26	河川課		○		岐阜県	H10	H39	2,500		○	広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	飛騨川	下呂市	
27	河川課		○		岐阜県	S62	H43	15,336		○	広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	宮川	高山市、飛騨市	
28	河川課		○		岐阜県	S48	H47	21,414		○	広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	鳥羽川	岐阜市、山県市	
29	河川課		○		岐阜県	S52	H47	4,414		○	広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	石田川	岐阜市、山県市	
30	河川課		○		岐阜県	S45	H47	8,500		○	広域河川改修事業(地域自主戦略交付金)	伊自良川	岐阜市、山県市	
31	河川課		○		岐阜県	H1	H35	3,500		○	総合流域防災事業(地域自主戦略交付金)	菅川	高山市	
32	河川課		○		岐阜県	S63	H26	666		○	総合流域防災事業(地域自主戦略交付金)	平豆森川	中津川市	
33	河川課		○		岐阜県	H3	H28	800		○	総合流域防災事業(地域自主戦略交付金)	瀨川	恵那市	
34	河川課		○		岐阜県	S50	H24	28,000		○	河川総合開発事業	丹生川ダム	高山市	
35	河川課		○		岐阜県	S60	H30	16,800		○	治水ダム建設事業	野矢大瀧ダム	高山市	
36	河川課		○		岐阜県	S54	H31	34,000		○	治水ダム建設事業	内ヶ谷ダム	郡上市	
37	河川課			○	岐阜市	H5	H29	2,580		○	都市基盤河川改修事業(社会資本整備総合交付金)	五木川	岐阜市	
38	下水道課			○	美濃市	H3	H37	6,304		○	美濃市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	長良川右岸処理区	美濃市	
39	下水道課			○	美濃市	H3	H37	13,609		○	美濃市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	長良川左岸処理区	美濃市、関市	
40	下水道課			○	恵那市	S46	H26	660		○	恵那市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金)	真戸排水区	恵那市	
	事業数計	3	8	0	4									
	事業数合計	5	27	2	6									
				15										
				40										



## 再評価実施事業の概要

経営体育成基盤整備事業	.....	p.16
県営広域営農団地農道整備事業	.....	p.17
県営一般道農整備事業	.....	p.18
ふるさと林道緊急整備事業	.....	p.19
公共林道事業(旧:森林居住環境整備事業)	.....	p.20
公共林道事業(旧:森林環境保全整備事業)	.....	p.21
道路改築事業(公共地域連携推進事業)	.....	p.22
道路改築事業(社会資本整備総合交付金)	.....	p.23
広域河川改修事業	.....	p.24
総合流域防災事業	.....	p.25
河川総合開発事業	.....	p.26
治水ダム建設事業	.....	p.27
都市基盤河川改修事業	.....	p.28
公共下水道事業	.....	p.29

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	経営体育成基盤整備事業	
	事業目的	地域農業の目指す展開方向を踏まえ、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ農業用排水施設、農道、暗渠排水等の生産基盤と必要に応じて生活環境基盤の整備を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了迄に担い手の利用集積増加率が20%以上となること</li> <li>・受益面積が20ha以上であること</li> </ul>	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理</li> <li>・生産基盤整備附带 (1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等</li> <li>・生活環境基盤整備 (1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)生態系保全空間整備 等</li> </ul>	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の安定供給の確保に関する効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作物生産効果・・・水管理の合理化・乾田化による反収の増、転作物の作付け増による増加所得</li> <li>② 営農経費の節減・・・大型機械導入による労務費および機械経費の節減</li> <li>③ 維持管理費の節減・・・道路・水路・用排水機場の維持管理経費の節減</li> </ul> </li> <li>・農業の持続的発展に関する効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 耕作放棄防止効果・・・耕作放棄の防止発生が防止され、当該農地で作物生産や多面的機能が維持される効果</li> </ul> </li> <li>・農村の振興に関する効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 地籍確定効果・・・区画整理の実施により、区画の整形や確定測量が行われることで、地籍が明確になる効果</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 年総効果額 = ①+②+③+④+⑤</li> <li>⑦ 評価期間：50年</li> <li>⑧ 割引率：0.04</li> <li>⑨ 総便益額 = <math>\sum (\text{⑥} \div (1 + \text{⑧}) ^ \text{⑦})</math></li> </ul>
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮についての協議会設立による地域住民活動の活性化</li> <li>・公共用地の創出</li> </ul>
	費用の算定 ≪C≫	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 総費用 = ⑪+⑫</li> <li>⑪ 当該事業による費用</li> <li>⑫ その他費用 (関連事業費+資産価格+再整備費)</li> </ul>	
	費用便の益基準	<p>投資効率=総便益額⑨÷総費用⑩</p> <p>※投資効率が1.0以上</p>	

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営広域営農団地農道整備事業	
	事業目的	広域営農団地整備計画を樹立している地域を対象に農産物の流通の合理化、農作業の効率化等を目的として、大規模な農道の新設並びに改良を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね1,000ha（振興山村、過疎地域は300ha）以上であること</li> <li>・車道幅員が概ね5m（振興山村、過疎地域は4m）以上であること</li> <li>・総事業費が20億円以上であること</li> <li>・自動車交通量のうち、過半が農業に係るものであること</li> </ul>	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道の新設又は改良</li> </ul>	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目〈B〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業経営向上効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果</li> <li>②維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減</li> </ul> </li> <li>・生活環境整備効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>③一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果</li> <li>④ その他効果・・・木材生産効果等</li> <li>⑤ 年総効果額 = ①+②+③+④</li> <li>⑥ 還元率×(1+建設利息率) <span style="float:right">還元率：割引率、耐用年数より算定</span></li> <li>⑦ 妥当投資額 = ⑤÷⑥</li> </ul> </li> </ul>
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤、通学、買い物等の通行条件の改善による住環境の向上</li> <li>・動植物に配慮した整備による生態系の保全等</li> </ul>
	費用の算定	⑧ 総事業費	
	費用便益の基準	投資効率=妥当投資額⑦÷総事業費⑧  ※投資効率が1.0以上であること	

※ H20年度以降に計画策定（新規、変更含む）した地区については、「新たな効果算定マニュアル」により総費用総便益比（評価期間（当該事業期間+40年）の下で必要な投下費用（総費用）とそれによって発現する総便益を対比）にて算定。

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営一般農道整備事業
	事業目的	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的として、農道の新設並びに改良を行う。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積が概ね50ha（振興山村、過疎地域は30ha）以上であること</li> <li>・全幅員が概ね4.5m（振興山村、過疎地域は4m）以上であること</li> <li>・総事業費が5千万円以上であること</li> </ul>
	概要 (メニュー)	・農道の新設又は改良
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営向上効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果</li> <li>② 維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減</li> </ul> </li> <li>・生活環境整備効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果</li> <li>④ その他効果・・・更新効果、埋蔵文化財発見効果等</li> </ul> </li> </ul> <p>⑤ 年総効果額 = ①+②+③+④                      ⑥ 還元率×(1+建設利息率) <span style="float:right">還元率：割引率、耐用年数より算定</span>                      ⑦ 妥当投資額 = ⑤÷⑥</p>
		その他項目
	費用の算定	⑧ 総事業費
	費用便益比の基準	<p>投資効率=妥当投資額⑦÷総事業費⑧</p> <p>※投資効率が1.0以上であること</p>

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	ふるさと林道緊急整備事業	
	事業目的	山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題にこたえて早急に行う必要がある林道を整備する。	
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。集落間林道、山村地域の定住環境にも大きな役割を果たす林道。地方公共団体が実施・管理することとなっている林道。	
	概要 (メニュー)	・林道の開設	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C *：	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul>
		その他項目	
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費</li> <li>・単価の基準：事業開始年度</li> <li>・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通）</li> <li>・評価対象期間は事業完了後40年間</li> </ul>	
	費用便益比の基準	B/C = 1.0以上	

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	公共林道事業（路線名：尾城山線） 旧事業名：森林居住環境整備事業	
	事業目的	山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。	
	採択基準	基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等 管理道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等	
	概要 (メニュー)	・森林基幹道開設 ・森林管理道開設	
○費用対効果の分析について *費用対効果 B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul>
		その他項目	
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費</li> <li>・単価の基準：事業開始年度</li> <li>・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通）</li> <li>・評価対象期間は事業完了後40年間</li> </ul>	
費用対効果比の基準	B/C = 1.0以上		

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	公共林道事業（路線名：池田山平成線、千田野～石徹白線） 旧事業名：森林環境保全整備事業
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎地域等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等
	概要 (メニュー)	・森林管理道開設 ・森林施業道開設
○費用対効果の分析について *費用対効果 B/C*	うち貨幣換算する項目 《B》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul>
	その他項目	
	費用 《C》 の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）＋維持管理費</li> <li>・単価の基準：事業開始年度</li> <li>・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通）</li> <li>・評価対象期間は事業完了後40年間</li> </ul>
	費用対効果比の基準	B/C = 1.0以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（公共地域連携推進）	
	事業目的	高規格幹線道路、地域高規格道路及び空港・港湾等へのアクセス道路等地域の交流・連携を促進することを目的とする。	
	採択基準	事業着手から概ね一般国道で8年、地方道で7年以内に完成することを目標に整備する。	
	概要（メニュー）	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行費用低減便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減）</li> <li>・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善）</li> <li>・地域経済の発展</li> </ul>
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費</li> <li>・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示）</li> <li>・便益の評価期間は事業完成後50年間</li> </ul>	
	費用便益比の基準	費用便益比（B/C）1.0以上	



平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）	
	事業目的	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他取組を総合的に支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を目的とする。	
	採択基準	活力創出基盤整備（国道・地方道） 社会資本総合整備計画の目標を実現するための基幹的な事業であって、道路整備、港湾整備などの事業	
	概要（メニュー）	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行費用低減便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減）</li> <li>・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善）</li> <li>・地域経済の発展</li> </ul>
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費</li> <li>・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示）</li> <li>・便益の評価期間は事業完成後50年間</li> </ul>	
		費用便益比（B/C）1.0以上	

○事業制度について	事業名	広域河川改修事業
	事業目的	水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画に基づき浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。
	採択基準	指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事 総事業費が概ね1.2億円以上で以下のいずれかに該当 ・被害防止区域内の農耕地が200ha以上、宅地が20ha以上、家屋が200戸以上 又は農耕地が100ha以上でかつ宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上 ・費用便益比が1以上
	概要 (メニュー)	・築堤工・掘削工・護岸工・橋梁工・樋門等附属工作物工
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫
		その他項目
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費と維持管理費の合計</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4% (B及びC共通)</li> <li>・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算</li> <li>・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理費率0.5%を乗じた額</li> </ul>
費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>	

○事業制度について	事業名	総合流域防災事業
	事業目的	流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し流域一体となった総合的な対策を推進するとともに、ハード対策として一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。
	採択基準	総事業費が概ね100億円未満で、流域面積が100km <sup>2</sup> 未満かつ想定氾濫区域内人口1万人未満である指定区間内の一級河川において一定の計画に基づき施工される改良工事で以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止区域内の農耕地が200ha以上、宅地が20ha以上、家屋が200戸以上</li> <li>又は農耕地が100ha以上かつ宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上</li> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>
	概要（メニュー）	・築堤工・掘削工・護岸工・橋梁工・樋門等附属工作物工
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≪B≫
		その他項目
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費と維持管理費の合計</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通）</li> <li>・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算</li> <li>・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理費率0.5%を乗じた額</li> </ul>
費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>	

○事業制度について	事業名	河川総合開発事業	
	事業目的	下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、その他諸用水の利用等（発電、水道、工業用水の特定の用途に供する。）を目的とするダム建設等の事業	
	採択基準	一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。	
	概要 (メニュー)	・本體工（ダム本體、仮設備、管理設備等） ・用地及び補償（補償、補償工事）	・測量試験 ・機械器具
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目（B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋資産</li> <li>・家庭用品資産</li> <li>・事業所資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農漁家資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農作物資産（水田・畑）</li> <li>・公共土木施設</li> </ul>
		その他項目	
	費用（C）の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費と維持管理費の合計</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通）</li> <li>・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算</li> <li>・毎年の維持管理費は県内の管理ダム実績管理費用より算出</li> </ul>	
費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>		

○事業制度について	事業名	治水ダム建設事業
	事業目的	災害に対処するための洪水調節、下流耕地に対するかんがい用水の補給、その他不特定用水の利用を目的とするダム建設等の事業
	採択基準	一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもので特定の利水目的を含まないもの。
	概要 (メニュー)	・本體工（ダム本體、仮設備、管理設備等） ・測量試験 ・用地及び補償（補償、補償工事） ・機械器具
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目（B） <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋資産</li> <li>・家庭用品資産</li> <li>・事業所資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農漁家資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農作物資産（水田・畑）</li> <li>・公共土木施設</li> </ul>
	その他項目	
	費用（C）の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費と維持管理費の合計</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通）</li> <li>・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算</li> <li>・毎年の維持管理費は県内の管理ダム実績管理費用より算出</li> </ul>
費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>	

○事業制度について	事業名	都市基盤河川改修事業	
	事業目的	浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。	
	採択基準	指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事 その施行場所より上流の流域面積が概ね 30km <sup>2</sup> を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事	
	概要 (メニュー)	・掘削工・護岸工・橋梁工	
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C *	効果の項目	うち 貨幣換算する項目 《B》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋資産</li> <li>・家庭用品資産</li> <li>・事業所資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農漁家資産（償却・在庫資産）</li> <li>・農作物資産（水田・畑）</li> <li>・公共土木施設</li> </ul>
		その他項目	
	費用 《C》 の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費と維持管理費の合計</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通）</li> <li>・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算</li> <li>・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理费率0.5%を乗じた額</li> </ul>	
		費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比が1以上</li> </ul>

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名：下水道課

○事業制度について	事業名	公共下水道事業
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。</li> <li>・雨水を排除し、浸水の防除に資する。</li> </ul>
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道：対象区域→主に市街地、規模→制限無し。</li> </ul>
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 市町村：公共下水道事業</li> <li>・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。</li> <li>・管渠及び処理場の築造。</li> </ul>
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち貨幣換算する項目 ≪B≫                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活環境の改善効果                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺環境の改善（＝下水道整備によるドブの解消）   <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。</li> </ul> </li> <li>○居住環境の改善（＝便所の水洗化）   <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の設置・維持管理費用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 公共用水域の水質保全効果                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値</li> </ul> </li> <li>(3) 浸水の防除効果                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水被害の軽減効果（＝下水道整備で軽減される被害額）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
		その他項目
	費用 ≪C≫ の算定	○処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費＋用地費＋改築費＋維持管理費
費用便益比の基準	<p>○B/Cの値として1.0以上が必要。                      社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。                      （新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能）</p> <p>※費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する。</p>	





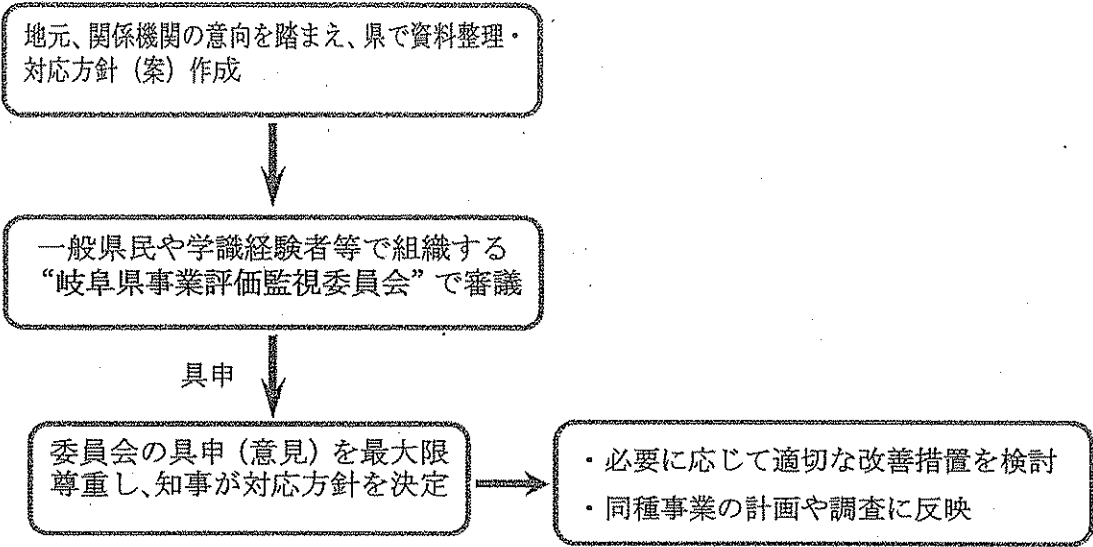
公共事業の事後評価について

1 事後評価の目的

完了した事業について、その効果、環境影響等の実績の確認を行い、事業主体が必要に応じて適切な改善措置の検討や新規事業への留意点等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

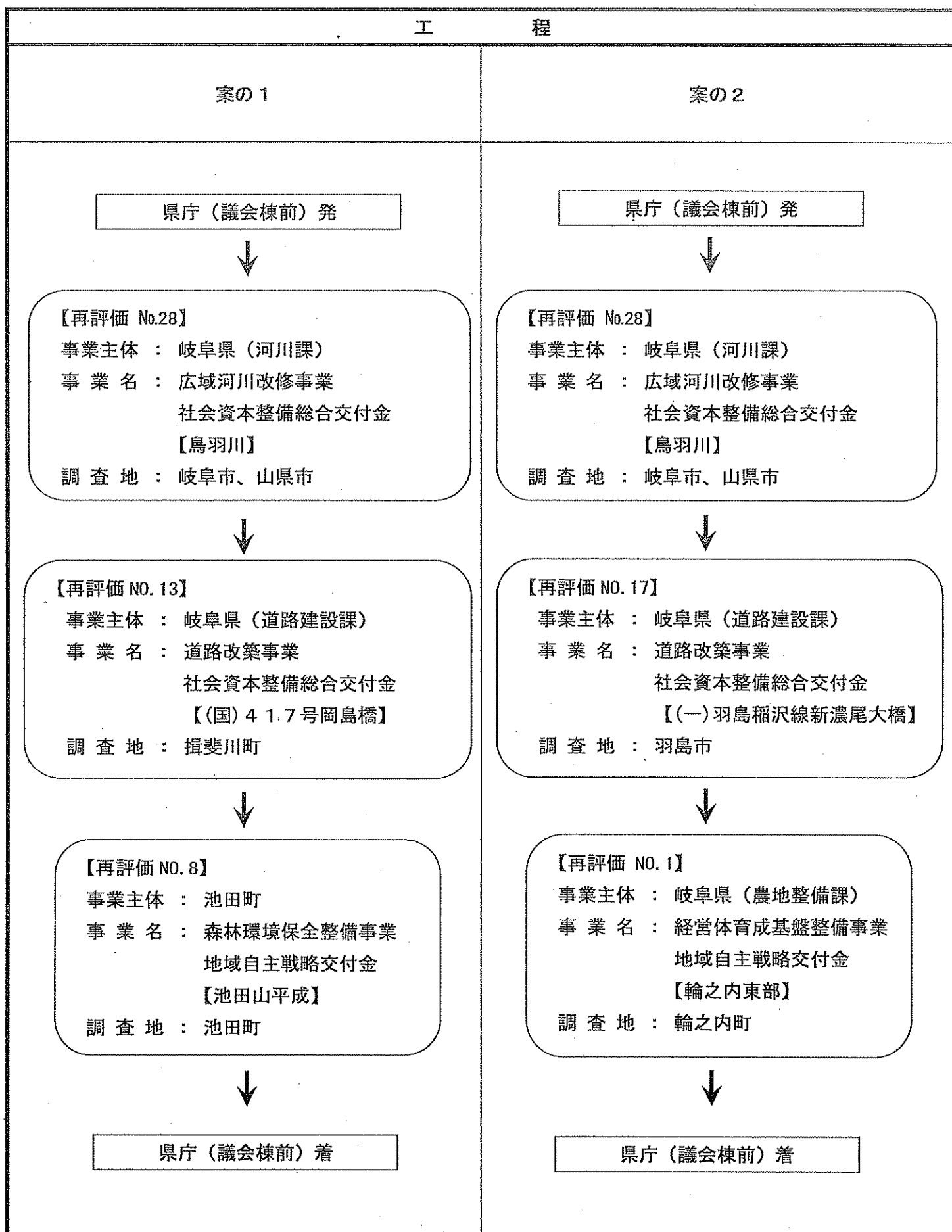
2 事務事業の流れ



平成23年度 事後評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	事業		事業採択 年度	完了 年度	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	交付金						
1	農地整備課	○		H7	H21	4,278	経営体育成基盤整備事業	輪之内南部	輪之内町
2	農地整備課	○		H14	H21	1,866	県営中山間地域総合整備事業	春日	揖斐川町
3	農地整備課	○		H11	H20繰	3,090	県営中山間地域総合整備事業	揖斐西部	揖斐川町
4	農地整備課	○		H14	H20繰	2,825	県営中山間地域総合整備事業	麓北	中津川市
5	農地整備課	○		H15	H20繰	1,393	県営中山間地域総合整備事業	南飛騨萩原	下呂市
6	農地整備課	○		H15	H20繰	887	県営中山間地域総合整備事業	宮川	飛騨市
7	農地整備課	○		H8	H20繰	812	県営農村環境整備事業	碓の湖	中津川市
8	農地整備課	○		H10	H17	709	中山間地域総合農地防災事業	笑久手	中津川市
9	農地整備課	○		H6	H21	1,956	県営一般農道整備事業	上石津	大垣市
10	農地整備課	○		H3	H20繰	3,217	県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	高山南部	高山市
11	農地整備課	○	○	H14	H21	3,580	市町村合併支援農道整備事業	大峠	郡上市
12	森林整備課	○		S6.1	H21	3,930	森林居住環境整備事業	洞～敷河	飛騨市
13	治山課	○		H8	H17	1,963	地域防災対策総合治山事業	揖斐川町春日	揖斐郡揖斐川町春日
14	道路建設課	○		H4	H21	9,510	公共地域連携推進事業	(国)157号 百当・平野バイパス	本巢市(旧本巢町、旧根尾村)
15	道路建設課	○	○	H9	H21	4,498	地方道路交付金事業	(一)富加美濃線 志津野・松森工区	関市、美濃市
16	道路建設課	○	○	H12	H21	5,363	公共地域連携推進事業	(主)岐阜関ヶ原線 片山・梅谷工区	池田町、垂井町
17	河川課	○		H8	H17	603	総合流域防災事業	桂川	揖斐郡揖斐川町
18	河川課	○		H2	H17	11,210	河川総合開発事業	中野芳生活貯水池	惠那市中野方町
事業数計		16	2	1		18			

## 平成23年度 第2回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）



## 平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要集

- 経営体育成基盤整備事業【輪之内東部】 . . . p. 35
- 森林環境保全整備事業【池田山平成線】 . . . p. 36
- 道路改築事業【(国) 417号 岡島橋】 . . . p. 37
- 道路改築事業【(一) 羽島稻沢線 新濃尾大橋】 . . . p. 38
- 広域河川改修事業【鳥羽川】 . . . p. 39

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 1】

担当課〔 農地整備課 〕

事業名	経営体育成基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金）
地区名	輪之内東部
平成22年度までの進捗率	96.1%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的： 農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路と農道等の整備、換地による耕地の集団化を総合的に実施し、農地を高性能機械の効率的な運行と適正な水管理を行いうる生産性の高い条件に整備することで、高生産性農業の実現とそれを担う経営体の育成を図る。</p> <p>③事業期間：平成13年～平成24年</p> <p>④総事業費：1,773百万円</p> <p>⑤所在地：海津市、輪之内町</p> <p>⑥工事概要：区画整理 = 91.8ha 暗渠排水 = 34.1ha</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：32百万円</p> <p>工事概要：補完工事 一式 換地業務 一式 調査設計 一式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 8】

担当課〔 森林整備課 〕

事業名	公共林道事業（地域自主戦略交付金）
地区名	池田山平成線
平成22年度までの進捗率	33.1%
事業概要	<p>①事業主体：池田町</p> <p>②事業目的： 池田山の東側斜面の山麓一帯は、林道が無いため効率的な森林施業が行われていない。利用区域内の人工林のうち間伐を必要とする森林が43%を占めており、手入れ不足から過密林化が徐々に進行している。 また、利用区域内には土砂流出防備保安林に指定された区域があり森林の公益的機能を向上させることも必要である。 このため、森林施業の骨格となる林道を整備することにより、適切な森林整備を図るとともに、木材の搬出・利用を促進し、地域の林業・木材産業の発展を推進する。</p> <p>③事業期間：平成13年度～平成30年度</p> <p>④総事業費：1,200百万円</p> <p>⑤所在地：池田町大字小寺地区～池田町大字片山地区</p> <p>⑥工事概要：林道開設 L=4.2km W=4.0m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：37百万円</p> <p>工事概要：林道開設140m</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 13】

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業 (社会資本整備総合交付金)
地区名	(国) 417号 岡島橋
平成22年度までの進捗率	54.2%
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 幹線道路における老朽橋の改善、隘路区間の解消、歩行者の安全確保を図る。</p> <p>③事業期間 : 平成19年度～平成26年度</p> <p>④総事業費 : 3,020百万円</p> <p>⑤所在地 : 揖斐郡揖斐川町下岡島～同郡同町三輪</p> <p>⑥工事概要 : 全体延長 L=0.6 km (うち岡島橋L=192m) 幅員 W=6.0 (9.75) m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費 : 500百万円</p> <p>工事概要 : 道路改良工事 L=180m 橋梁下部工事 N=4基 (H22-H23 債務) 橋梁上部工事 N=1式 (H22-H24 債務)</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 17】

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	（一）羽島稲沢線 新濃尾大橋
平成22年度までの進捗率	26.3%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：一級河川木曾川に存在する西中野渡船を解消するとともに、上流に架かる濃尾大橋（主要地方道大垣一宮線）の交通渋滞の解消を図る。</p> <p>③事業期間：平成13年度～平成33年度</p> <p>④総事業費：6,250百万円</p> <p>⑤所在地：羽島市下中町～愛知県一宮市西中野</p> <p>⑥工事概要：L=1.9km （うち新濃尾大橋L=755m） W=6.5（12.75）m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：250百万円</p> <p>工事概要：横断函渠工事 N=2基 橋梁下部工事 N=1基 道路改良工事 N=1式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所



平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 28】

担当課〔 河川課 〕

事業名	広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	鳥羽川
平成22年度までの進捗率	87.2%
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 鳥羽川流域は、昭和51年、平成2年、平成16年と浸水被害が発生した地域で、本事業は、概ね5年に一度程度発生するおそれのある洪水に対して浸水被害を軽減することを目的とする。</p> <p>③事業期間 : 昭和48年～平成47年</p> <p>④総事業費 : 21,414 百万円</p> <p>⑤所在地 : 岐阜市正木～山県市西深瀬</p> <p>⑥工事概要 : 延長L=約10.8km 用地買収、築堤工、護岸工、橋梁工、河床掘削 等</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費 : 200百万円</p> <p>工事概要 : 橋梁工、取付道路工 N=1式 逆水樋門移設工 N=1式 用地測量 N=1式 用地買収 N=1式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所



## 平成23年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）

回	開催日時	開催場所	議 事 内 容	備 考
第1回	5月20日（金） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-2会議室	○再評価実施箇所の概要説明 ○事後評価の実施について ○現地調査箇所の選定	
第2回	6月21日（火） 現地調査 13:00～	現地調査		県公用車 （マイクロバス 200さ0897）
第3回	8月3日（水） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県及び市町事業） ・林道事業（5件） ・河川事業（4件） ・下水道事業（3件）	
第4回	9月9日（金） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県事業） ・農業農村整備（4件） ・河川事業（10件）	
第5回	11月7日（月） 13:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県事業） ・道路事業（14件）	
第6回	（12月～2月）		○事後評価詳細審議 農業農村整備事業、林道事業、 治山事業、道路事業、河川事業 （各1箇所）	

